

# 熊本県公報

第 1 1 5 2 1 号  
平成 19 年 3 月 5 日 (月)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○水俣都市計画道路の変更	(都市計画課) 1
○平成 18 年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算の要領	(財政課) 1
<b>公 告</b>	
○一般国道 3 号 (南九州西回り自動車道) 芦北出水道路 (水俣 IC ~ 県境間) 〔都市計画道路ひばりヶ丘袋線〕の環境影響評価書の縦覧	(都市計画課) 86
○換地処分	(農村整備課) 86
○平成 19 年度電子計算機用税務データ入力業務委託	(税務課) 86
○平成 19 年度熊本県食肉衛生検査所と畜検査検印押印補助等業務に係る 一般競争入札	(健康危機管理課) 88
○上萩入会林野整備計画の認可	(林業振興課) 90
<b>登 載 依 頼</b>	
○熊本県学童検診費補助金交付要項に関する告示の廃止	(体育保健課) 90
○平成 18 年度熊本県環境審議会第 2 回鳥獣部会の開催	(自然保護課) 91
○熊本県個人情報保護制度審議会の会議の開催	(私学文書課) 91
○熊本県社会教育委員会議の開催日時等の変更	(社会教育課) 91
○熊本県医療審議会の開催	(医療政策総室) 92
○八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会	( " ) 92
○上益城地域保健医療推進協議会救急医療専門部会	( " ) 93
○八代地域保健医療推進協議会	( " ) 93
○菊池地域保健医療推進協議会	( " ) 93
○芦北地域保健医療推進協議会	( " ) 94
○芦北地域保健医療推進協議会救急医療部会	( " ) 94

## 告 示

### 熊本県告示第 195 号

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類  
水俣都市計画道路 1・4・1 号ひばりヶ丘袋線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
水俣市大字ひばりヶ丘、同市大字陣内字北園、字荒田、同市古城三丁目、同市大字長野字長野山、字龍平、字松尾平、同市長野町、同市大字長崎字川端、字御手洗水谷、同市大字南福寺字南平、同市大字江添字出良迫、字小田代、字笹原、同市大字月浦字横谷、字中茂、同市大字袋字葛原、字清水、字豊年、字小松尾、字北志水、字平、字南志水、字時堂、字橘、字永尾、字花立、字岡山、字川端の各一部
- 3 縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課

### 熊本県告示第 196 号

平成 18 年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算は、平成 19 年 2 月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 219 条第 2 項の規定により公表する。

平成 19 年 3 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

平成 1 8 年度熊本県一般会計補正予算（第 3 号）

平成 1 8 年度熊本県の一般会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,705,605千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 736,344,409千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の補正は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の補正は、「第 4 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 県 税		145,510,882	3,911,895	149,422,777
	1 県 民 税	34,258,091	1,172,842	35,430,933
	2 事 業 税	39,100,830	2,204,543	41,305,373
	3 地方消費税	16,184,715	1,007,631	17,192,346
	4 不 動 産 税 取 得 税	5,093,528	659,727	5,753,255
	5 県たばこ税	3,792,037	△ 66,240	3,725,797
	6 ゴルフ場 利 用 税	852,607	△ 24,973	827,634
	7 自 動 車 税	24,763,133	△ 599,957	24,163,176
	8 鉦 区 税	10,888	201	11,089
	9 自 動 車 税 取 得 税	4,677,155	20,750	4,697,905
	10 軽油引取税	16,518,771	△ 453,688	16,065,083
	11 狩 猟 税	66,245	△ 289	65,956
	12 産業廃棄物税	192,771	△ 8,935	183,836
	13 旧 法 に よ る 税	111	283	394

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	地方消費税 清算金	35,840,329	△ 196,794	35,643,535
	1 地方消費税 清算金	35,840,329	△ 196,794	35,643,535
3	地方譲与税	32,844,000	356	32,844,356
	1 所得譲与税	28,805,000	356	28,805,356
4	地方特例 交付金	1,263,000	△ 389,776	873,224
	1 地方特例 交付金	1,263,000	△ 389,776	873,224
5	地方交付税	218,641,990	3,461,712	222,103,702
	1 地方交付税	218,641,990	3,461,712	222,103,702
6	分担金及び 負担金	9,518,287	△ 97,456	9,420,831
	1 分 担 金	883,128	△ 16,757	866,371
	2 負 担 金	8,635,159	△ 80,699	8,554,460
7	使用料及び 手数料	11,134,855	122,249	11,257,104
	1 使 用 料	7,864,469	207,511	8,071,980
	2 手 数 料	3,270,386	△ 85,262	3,185,124
8	国庫支出金	108,475,046	△ 665,291	107,809,755

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 国庫負担金	36,451,352	1,864,324	38,315,676
	2 国庫補助金	70,483,152	△ 2,203,167	68,279,985
	3 国庫委託金	1,540,542	△ 326,448	1,214,094
9 財産収入		2,596,401	△ 294,799	2,301,602
	1 財産運用 収 入	1,017,747	184,307	1,202,054
	2 財産売払 収 入	1,578,654	△ 479,106	1,099,548
10 寄附金		3,341	32,590	35,931
	1 寄附金	3,341	32,590	35,931
11 繰入金		33,483,303	△ 13,388,545	20,094,758
	1 特別会計 繰入金	2,801,877	△ 178,928	2,622,949
	2 基金繰入金	30,681,426	△ 13,209,617	17,471,809
12 繰越金		19,407	7,338,909	7,358,316
	1 繰越金	19,407	7,338,909	7,358,316
13 諸収入		39,571,463	△ 238,045	39,333,418
	1 延滞金、加算金 及び過料等	425,542	△ 74,123	351,419

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 県預金利子	11,000	227,353	238,353
	3 貸付金 元利収入	23,917,536	△ 1,211,440	22,706,096
	4 受託事業 収入	2,156,534	△ 230,416	1,926,118
	5 収益事業 収入	5,816,554	594,288	6,410,842
	6 利子割 精算金収入	13,037	926	13,963
	7 雑 入	7,231,260	455,367	7,686,627
14 県 債		92,982,500	4,108,600	97,091,100
	1 県 債	92,982,500	4,108,600	97,091,100
歳 入 合 計		732,638,804	3,705,605	736,344,409

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費		1,594,999	△ 38,008	1,556,991
	1 議 会 費	1,594,999	△ 38,008	1,556,991
2 総 務 費		31,583,002	12,988,059	44,571,061
	1 総務管理費	13,650,291	13,880,071	27,530,362
	2 企 画 費	4,437,977	△ 473,725	3,964,252
	3 徴 税 費	6,351,771	△ 200,463	6,151,308
	4 市 町 村 振 興 費	5,203,722	△ 216,222	4,987,500
	5 選 挙 費	230,311	34,388	264,699
	6 防 災 費	774,450	△ 16,000	758,450
	7 統 計 調 査 費	530,524	△ 30,969	499,555
	8 人 員 事 委 員 会 費	192,314	1,678	193,992
	9 監 査 委 員 費	211,642	9,301	220,943
3 民 生 費		70,270,926	1,519,834	71,790,760
	1 社会福祉費	45,842,255	2,235,529	48,077,784

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 児童福祉費	20,520,251	△ 765,843	19,754,408
	3 生活保護費	3,903,285	48,417	3,951,702
	4 災害救助費	5,135	1,731	6,866
4 衛生費		34,981,754	△ 3,066,118	31,915,636
	1 公衆衛生費	25,432,088	△ 2,670,957	22,761,131
	2 環境衛生費	6,248,622	△ 367,899	5,880,723
	3 保健所費	2,549,093	△ 79,371	2,469,722
	4 医薬費	751,951	52,109	804,060
5 労働費		2,013,195	△ 107,507	1,905,688
	1 労政費	240,597	15,740	256,337
	2 職業訓練費	1,399,219	△ 93,142	1,306,077
	3 失業対策費	234,900	△ 28,673	206,227
	4 労働委員会費	138,479	△ 1,432	137,047
6 農水産業林業費		76,908,011	△ 3,758,890	73,149,121
	1 農業費	15,810,863	△ 1,801,237	14,009,626



款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 畜産業費	3,959,620	△ 455,894	3,503,726
	3 農地費	31,381,485	△ 1,335,403	30,046,082
	4 林業費	18,468,702	328,970	18,797,672
	5 水産業費	7,287,341	△ 495,326	6,792,015
7 商工費		27,281,640	△ 45,807	27,235,833
	1 商業費	21,806,082	213,543	22,019,625
	2 工鉱業費	4,622,424	△ 35,019	4,587,405
	3 観光費	853,134	△ 224,331	628,803
8 土木費		109,373,718	395,938	109,769,656
	1 土木管理費	16,638,572	△ 151,713	16,486,859
	2 道路橋りょう費	49,108,320	△ 574,128	48,534,192
	3 河川海岸費	23,666,058	△ 352,714	23,313,344
	4 港湾費	4,838,594	△ 155,276	4,683,318
	5 都市計画費	12,978,465	1,807,342	14,785,807
	6 住宅費	2,143,709	△ 177,573	1,966,136

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
9 警察費		42,828,261	△ 494,427	42,333,834
	1 警察管理費	38,797,098	△ 413,113	38,383,985
	2 警察活動費	4,031,163	△ 81,314	3,949,849
10 教育費		174,319,006	△ 1,744,828	172,574,178
	1 教育総務費	22,094,965	908,938	23,003,903
	2 小学校費	65,049,981	△ 1,078,037	63,971,944
	3 中学校費	36,141,400	△ 519,500	35,621,900
	4 高等学校費	35,829,720	△ 718,995	35,110,725
	5 特殊学校費	9,198,055	△ 97,795	9,100,260
	6 社会教育費	2,930,923	△ 216,253	2,714,670
	7 保健体育費	1,984,891	△ 23,186	1,961,705
11 災害復旧費		12,240,551	△ 2,451,233	9,789,318
	1 農林水産業 災害復旧費	5,892,759	△ 1,508,492	4,384,267
	2 土木災害 復旧費	6,220,134	△ 902,122	5,318,012
	3 警察災害 復旧費	24,529		24,529

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	4 教育災害 復旧費	81,316	△ 23,763	57,553
	5 民生災害 復旧費	21,813	△ 16,856	4,957
12 公債費		105,376,979	△ 1,075,205	104,301,774
	1 公債費	105,376,979	△ 1,075,205	104,301,774
13 諸支出金		43,716,762	1,583,797	45,300,559
	1 繰出金	4,715,009	755,540	5,470,549
	2 自動車取得税 交付金	3,110,308	13,799	3,124,107
	3 利子割金 交付金	633,135	8,500	641,635
	4 利子割金 精算	3,592	△ 2,592	1,000
	5 地方消費税 清算金	15,905,511	837,402	16,742,913
	6 地方消費税 交付金	18,030,990	△ 92,642	17,938,348
	7 配当割金 交付金	281,494	141,495	422,989
	8 株式等譲渡 所得割交付金	406,314	△ 77,705	328,609
歳 出 合 計		732,638,804	3,705,605	736,344,409

第 2 表 繰越明許費		
款	項	金 額
1 総 務 費		千円 24,383
	1 企 画 費	24,383
2 民 生 費		191,631
	1 社 会 福 祉 費	191,631
3 農 林 水 産 業 費		9,529,962
	1 農 業 費	632,571
	2 農 地 費	3,819,884
	3 林 業 費	4,078,338
	4 水 産 業 費	999,169
4 土 木 費		34,980,286
	1 土 木 管 理 費	1,552,969
	2 道 路 橋 り よ う 費	14,130,350
	3 河 川 海 岸 費	8,320,600
	4 港 湾 費	646,900
	5 都 市 計 画 費	9,995,500
	6 住 宅 費	333,967
5 警 察 費		55,000
	1 警 察 活 動 費	55,000

款	項	金 額
6 教 育 費		千円 606,483
	1 高 等 学 校 費	577,926
	2 社 会 教 育 費	28,557
7 災 害 復 旧 費		5,697,014
	1 農 林 水 産 業 費 災 害 復 旧 費	2,498,104
	2 土 木 災 害 復 旧 費	3,153,620
	3 教 育 災 害 復 旧 費	45,290
合 計		51,084,759

## 第3表 債務負担行為補正

## 1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 行政棟本館等通信設備改修工事 熊 本 市	平成19年度	千円 12,000
2 選挙関係業務	平成19年度	14,000
3 防災消防ヘリコプター運航業務	平成19年度	79,000
4 保健・医療・福祉関係業務	平成19年度	390,000
5 海域水質環境調査業務	平成19年度	28,000
6 水俣病総合対策事業等委託業務	平成19年度	90,000
7 県営かんがい排水事業	平成19年度	109,000
8 一般農道事業	平成19年度	32,000
9 県営中山間地域総合整備事業	平成19年度	105,000
10 県営経営体育成基盤整備事業	平成19年度	189,000
11 森林国営保険事務処理作業委託業務	平成19年度	18,000
12 森づくりボランティアネット運営業務	平成19年度	10,000
13 県営林道事業	平成19年度	180,000
14 治山事業	平成19年度	54,000
15 水産動物種苗生産等水産振興業務	平成19年度	182,000
16 貸金業業務健全化事務	平成19年度	3,000
17 特許流通アドバイザー育成事業	平成19年度	4,000
18 バイオ産学行政連携促進事業	平成19年度	18,000

事 項	期 間	限 度 額
19 産学連携コーディネータ設置事業	平成19年度	千円 24,000
20 大学連携型起業家支援事業	平成19年度	11,000
21 インキュベーション施設運営事業	平成19年度	11,000
22 警察関係業務	平成19年度	643,000
23 宇城警察署不知火交番仮事務所賃借	平成19年度 ～平成21年度	9,000
	年次別内訳	
	平成19年度	3,000
	平成20年度	3,000
	平成21年度	3,000
24 県有施設等管理業務	平成19年度 ～平成23年度	3,540,000
	年次別内訳	
	平成19年度	3,498,272
	平成20年度	34,571
	平成21年度	2,691
	平成22年度	1,764
平成23年度	2,702	
25 給食業務	平成19年度	129,000

2 変 更				
事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
1 道路新設改良費	平成19年度	千円 1,950,000	平成19年度	千円 2,910,000
2 河川改良費	平成19年度	272,000	平成19年度	352,000
3 砂防費	平成19年度	105,000	平成19年度	645,000
4 海岸保全費	平成19年度	38,000	平成19年度	308,000
5 情報処理関連業務	平成19年度 ～平成22年度	204,000	平成19年度 ～平成23年度	1,713,000
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成19年度	191,969	平成19年度	1,331,220
	平成20年度	7,938	平成20年度	280,551
	平成21年度	2,741	平成21年度	40,099
平成22年度	1,352	平成22年度	30,752	
平成23年度		平成23年度	30,378	
6 事務機器等賃借	平成19年度 ～平成23年度	1,322,000	平成19年度 ～平成23年度	1,993,000
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成19年度	314,756	平成19年度	930,980
	平成20年度	287,849	平成20年度	304,904
	平成21年度	287,679	平成21年度	303,334
平成22年度	287,218	平成22年度	298,848	
平成23年度	144,498	平成23年度	154,934	



## 第4表 地方債補正

## 1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
<p>千円</p> <p>県有施設耐震整備事業費</p> <p>4,000</p>	<p>千円</p> <p>4,000</p>	<p>(借入先)</p> <p>財務省、日本郵政公社、公営企業金融公庫、会社、その他</p> <p>(借入方法)</p> <p>証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)</p>		<p>据置期間を含め30年以内</p> <p>半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等</p>
<p>社会教育施設整備事業費</p> <p>28,000</p>	<p>28,000</p>	<p>(その他)</p> <p>工事その他の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れすることができる。</p> <p>発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年10%</p> <p>以 内</p>	<p>但し、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借り換えをすることができる。</p>
<p>退職手当債</p> <p>4,241,000</p>	<p>4,241,000</p>			
計	4,273,000			

2 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円				千円			
土地改良国庫補助事業費	4,873,000	(借入先)		据置期間を	4,804,000			
農地海岸保全国庫補助事業費	304,000	財務省、日		含め30年以内	316,000			
農地防災国庫補助事業費	54,000	本郵政公社、		半年賦元利	46,000			
湛水防除国庫補助事業費	112,000	公営企業金融		均等償還又は	93,000			
林道国庫補助事業費	907,000	公庫、会社、		元金均等償還、	1,261,000			
治山国庫補助事業費	2,327,000	その他		満期一括償還	2,458,000			
保安林整備国庫補助事業費	241,000	(借入方法)		等	301,000			
沿岸漁場整備国庫補助事業費	346,000	証書借入又		但し、県財	324,000			
漁港国庫補助事業費	606,000	は証券発行(他		政の都合によ	598,000			
道路橋りょう国庫補助事業費	4,569,000	の地方公共団		り、繰上償還	4,399,000			
道路維持国庫補助事業費	1,732,000	体との共同発		をなし、又は	1,737,000			
河川国庫補助事業費	1,571,000	行を含む。)	年10%	借り換えをす	1,492,000			
砂防国庫補助事業費	2,769,000	(その他)	以 内	ることができ	2,741,000			
街路国庫補助事業費	1,552,000	工事その他		る。	2,602,000			(補正前に同じ)
公営住宅建設事業費	342,000	の都合により、			285,000			
空港直轄事業負担金	58,000	一部もしくは			55,000			
農地海岸直轄事業負担金	244,000	全部を翌年度			240,000			
治山直轄事業負担金	140,000	以降に繰り下			137,000			
道路直轄事業負担金	5,135,000	げて借り入れ			5,395,000			
河川直轄事業負担金	2,942,000	することがで			2,954,000			
砂防直轄事業負担金	129,000	きる。			172,000			
港湾直轄事業負担金	502,000	発行価格が			570,000			
耕地災害現年発生国庫補助事業費	5,000	額面金額を下						
治山災害現年発生国庫補助事業費	105,000	回るときは、						
		その発行差額						
		をうめるため						
		必要な金額を						
		加算した額を						
		限度額とする						
		ことができる。						

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
漁港災害現年 発生国庫 補助事業費	千円 18,000	(借入先) 財務省、日		据置期間を 含め30年以内	千円 14,000			
公共土木現年 発生国庫 補助事業費	1,564,000	本郵政公社、 公営企業金融		半年賦元利 均等償還又は	1,231,000			
公共土木過 年発生国庫 補助事業費	308,000	公庫、会社、 その他		元金均等償還、 満期一括償還	289,000			
教育施設現年 発生国庫 補助事業費	2,700	(借入方法) 証書借入又		等 但し、県財	1,000			
公共土木直轄 災害復旧事業 負担金	80,000	は証券発行(他 の地方公共団		政の都合によ り、繰上償還	249,000			
地域総合整備 資金貸付事業費	200,000	体との共同発 行を含む。)	年10%	をなし、又は 借り換えをす	158,000			
単 県 農 道 整備事業費	410,000	(その他) 工事その他	以 内	ることができ る。	445,000	(補正前に同じ)		
単県農業農村 整備事業費	61,000	の都合により、			71,000			
単 県 林 道 整備事業費	1,002,000	一部もしくは			384,000			
単県治山事業費	104,000	全部を翌年度			106,000			
九州新幹線 建設事業費	12,575,000	以降に繰り下 げて借り入れ			13,137,000			
単 県 道 路 整備事業費	11,495,000	することがで きる。			11,314,000			
単 県 街 路 整備事業費	2,471,000	発行価格が 額面金額を下			2,175,000			
警察施設 整備事業費	263,000	回るときは、 その発行差額			252,000			
県立高等学校 整備事業費	2,158,000	をうめるため 必要な金額を			1,622,000			
漁 港 現 年 発生単県 災害復旧事業費	2,000	加算した額を 限度額とする			1,000			
公共土木現年 発生単県災害 復旧事業費	160,000	ことができる。			146,000			
警察施設現年 発生単県災害 復旧事業費	6,000				2,000			
教育施設現年 発生単県災害 復旧事業費	22,000				16,000			
福祉施設現年 発生単県災害 復旧事業費	800							
減税補てん債	1,461,000				1,288,600			
臨時財政対策債	21,824,000				21,820,500			
計	87,933,500				87,769,100			

## 平成 1 8 年度熊本県農業改良資金特別会計補正予算（第 1 号）

平成 1 8 年度熊本県の農業改良資金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

## （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 127,042 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 807,257 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

## （債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

## （地方債の補正）

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		122,039	△ 32,312	89,727
	1 一般会計 繰入金	122,039	△ 32,312	89,727
2 繰越金		58,843	209,886	268,729
	1 繰越金	58,843	209,886	268,729
3 諸収入		290,345	△ 1,231	289,114
	1 貸付金 元利収入	290,345	△ 1,231	289,114
4 県債		208,988	△ 49,301	159,687
	1 県債	208,988	△ 49,301	159,687
歳入合計		680,215	127,042	807,257

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農 水 産 業 林 費		千円	千円	千円
		674,545	84,248	758,793
	1 農 業 改 良 資 金	674,545	84,248	758,793
2 諸 支 出 金		1,890	42,794	44,684
	1 繰 出 金	1,890	42,794	44,684
歳 出 合 計		680,215	127,042	807,257

第 2 表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
農業改良資金管理業務等	平成19年度	千円 1,900

第 3 表 地方債補正  
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
就農支援資金 貸 付 金	千円 208,988	政府貸付金の 借 り 入 れ	無利子	据置期間を 含め21年以内 半年賦元金 均等償還	千円 159,687	(補 正 前 に 同 じ)		



## 平成18年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）

平成18年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

## （歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,096,496千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,619,253千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		4,717	34	4,751
	1 一般会計 繰入金	4,717	34	4,751
2 繰越金		1,291,829	65,150	1,356,979
	1 繰越金	1,291,829	65,150	1,356,979
3 諸収入		4,419,203	△ 1,161,680	3,257,523
	1 貸付金 元利収入	4,419,203	△ 1,163,022	3,256,181
	2 雑入		1,342	1,342
歳 入 合 計		5,715,749	△ 1,096,496	4,619,253

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 商 工 費		591,831	△ 290,008	301,823
	1 中 小 企 業 振 興 資 金	591,831	△ 290,008	301,823
2 公 債 費		3,125,893	△ 676,566	2,449,327
	1 公 債 費	3,125,893	△ 676,566	2,449,327
3 諸 支 出 金		1,998,025	△ 129,922	1,868,103
	1 繰 出 金	1,998,025	△ 129,922	1,868,103
歳 出 合 計		5,715,749	△ 1,096,496	4,619,253

## 平成18年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計補正予算（第1号）

平成18年度熊本県の用品調達基金管理事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

## （歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,910千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,785千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰入金		千円 21,515	千円 △ 1,841	千円 19,674
	1 基金繰入金	21,515	△ 1,841	19,674
2 繰越金		28,360	4,751	33,111
	1 繰越金	28,360	4,751	33,111
歳 入 合 計		49,875	2,910	52,785

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 49,875	千円 2,910	千円 52,785
	1 用度費	49,875	2,910	52,785
歳 出 合 計		49,875	2,910	52,785

## 平成18年度熊本県収入証紙特別会計補正予算（第1号）

平成18年度熊本県の収入証紙特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

## （歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,000,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 証紙収入		2,900,000	△ 126,000	2,774,000
	1 証紙収入	2,900,000	△ 126,000	2,774,000
2 繰越金		200,000	26,000	226,000
	1 繰越金	200,000	26,000	226,000
歳 入 合 計		3,100,000	△ 100,000	3,000,000



歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 諸支出金		千円 3,100,000	千円 △ 100,000	千円 3,000,000
	1 繰出金	3,100,000	△ 100,000	3,000,000
歳 出 合 計		3,100,000	△ 100,000	3,000,000

## 平成18年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算（第1号）

平成18年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

## （歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,049千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ242,537千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		168,811	△ 1,497	167,314
	1 財産売払収入	168,811	△ 1,497	167,314
2 繰入金		40,836	△ 552	40,284
	1 一般会計繰入金	40,836	△ 552	40,284
歳 入 合 計		244,586	△ 2,049	242,537

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 教育費		千円 244,586	千円 △ 2,049	千円 242,537
	1 高等学校費	244,586	△ 2,049	242,537
歳 出 合 計		244,586	△ 2,049	242,537

## 平成18年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

平成18年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

## （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,509千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,937,805千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## （繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

## （債務負担行為）

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

## （地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 使用料及び 手数料		621,474	8,958	630,432
	1 使用料	621,474	8,958	630,432
2 繰入金		1,687,822	△ 69,000	1,618,822
	1 一般会計 繰入金	1,687,822	△ 69,000	1,618,822
3 繰越金		80,000	5,551	85,551
	1 繰越金	80,000	5,551	85,551
4 県 債		1,518,000	69,000	1,587,000
	1 県 債	1,518,000	69,000	1,587,000
歳 入 合 計		3,923,296	14,509	3,937,805

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土 木 費		千円 727,474	千円 14,509	千円 741,983
	1 港 湾 費	727,474	14,509	741,983
2 公 債 費		3,195,822		3,195,822
	1 公 債 費	3,195,822		3,195,822
歳 出 合 計		3,923,296	14,509	3,937,805

第 2 表 繰越明許費

款	項	金 額
1 土 木 費		千円 80,000
	1 港 湾 費	80,000
合 計		80,000



## 第3表 債務負担行為

## 設 定

事 項	期 間	限 度 額
1 庁舎等管理業務	平成19年度	千円 29,406
2 事務機器等賃借	平成19年度	58

第 4 表 地方債補正  
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
港 湾 整 備 費 事 業 費	千円	(借入先) 財務省、日 本郵政公社、 公営企業金融 公庫、会社、 その他		据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等	千円			
	1,518,000	(借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部もしくは 全部を翌年度 以降に繰り下 げて借り入れ することがで きる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	年10% 以 内	但し、県財 政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができ る。	1,587,000	(補 正 前 に 同 じ)		

## 平成18年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）

平成18年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,740千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ908,965千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		12	△ 2	10
	1 財産運用収入	12	△ 2	10
2 繰越金		18,803	△ 2,738	16,065
	1 繰越金	18,803	△ 2,738	16,065
歳 入 合 計		911,705	△ 2,740	908,965

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土 木 費		千円 106,905	千円 △ 2,740	千円 104,165
	1 港 湾 費	106,905	△ 2,740	104,165
歳 出 合 計		911,705	△ 2,740	908,965

平成18年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）

平成18年度熊本県の用地先行取得事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ303,322千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,454,486千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		8,224	324	8,548
	1 財産運用 収 入	8,224	324	8,548
2 繰入金			916,354	916,354
	1 一般会計 繰 入 金		916,354	916,354
3 県 債		3,698,000	△ 1,220,000	2,478,000
	1 県 債	3,698,000	△ 1,220,000	2,478,000
歳 入 合 計		3,757,808	△ 303,322	3,454,486

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 11,315	千円 324	千円 11,639
	1 総務管理費	11,315	324	11,639
2 土木費		3,746,493	△ 303,646	3,442,847
	1 道 路 橋りょう費	3,146,493	△ 273,593	2,872,900
	2 河川海岸費	600,000	△ 30,053	569,947
歳 出 合 計		3,757,808	△ 303,322	3,454,486



第 2 表 繰越明許費

款	項	金 額
1 土 木 費		千円 708,000
	1 道路橋りょう費	708,000
合 計		708,000

第3表 地方債補正  
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
国直轄道路 用地先行取得 事業費	千円 3,098,000	(借入先) 財務省、日 本郵政公社、 公営企業金融 公庫、会社、 その他	年10% 以 内	据置期間を 含め15年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等	千円 2,478,000	(補正前に同じ)		
国直轄河川 用地先行取得 事業費	600,000	(借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部もしくは 全部を翌年度 以降に繰り下 げて借り入れ することができる。  発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。		但し、県財 政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができる。				
計	3,698,000				2,478,000			